

## 資料紹介「小金原御狩記」

資料課 椿田 有希子

### はじめに

本稿は、神奈川県立公文書館（以下、当館）が所蔵している「小金原御狩記・小金原御狩記付録」（以下、前者を「御狩記」、後者を「付録」と略）<sup>①</sup>について概要を紹介し、あわせて釈文を掲載するものである。なお紙幅の関係上、釈文は「御狩記」のみとする。

この資料は、嘉永2（1849）年3月18日、徳川幕府12代将軍徳川家慶が下総国（現在の千葉県）において挙行した<sup>ししがり</sup>鹿狩（以下、嘉永2年鹿狩と略）のようすが格調高い文章と極彩色の挿絵で描かれた卷子、そして獲物の種類や捕獲者・供奉者氏名等の書上および跋文が記された付録の2巻からなり、2巻が1つの木箱に納められている（写真1）。作成時期は未詳だが、「付録」の跋文（詳しくは後述）に「明治三十一年十月」とあること、2巻とも表装の体裁が同じであることから、少なくとも表装については明治31（1898）年以降、2巻同時になされたものと推測される。木箱自体も新しいもので、とくに題字等の情報は記されていない。

寸法は、「御狩記」が縦 32.3cm × 横 1668.6cm、「付録」が縦 32.7cm × 横 642.8cm である。

写真1



### 伝来の経緯と「作者」伏見氏について

当館の前身である神奈川県立文化資料館が、横浜市金沢区在住の伏見芳太郎氏から「御狩記」および「付録」の寄贈を受けたのは、昭和50（1975）年6月のことである。ちなみに、このとき同時に伏見氏の先祖書1点<sup>②</sup>も寄贈されているが、現状では「御狩記」・「付録」とは別資料群として管理されている。いかなる経緯でこれらの資料を文化資料館が受

## 資料紹介「小金原御狩記」

け入れることになったのか、なにゆえ資料群をあえて二つに分けたのか等々不明な点が多いが、今となっては残念ながら詳細はわからない。

ところで以前、『神奈川県立公文書館だより』の巻頭において、カラー写真入りで「御狩記」が紹介されたことがある<sup>③</sup>。そこには次のように記されている(抜萃して引用する)。

この絵巻は、1 現在の大磯町域に所領をもっていた旗本伏見氏(所領高五〇〇石)が、嘉永二年(一八四九)三月十八日、幕府直轄の牧場である小金原(現、千葉県松戸市一帯)で行なわれた鹿狩りに参加した時の様子をこまかく描写したものです。惣奉行は老中阿部伊勢守以下幕府の重臣たちで、2 伏見氏はこの時<sup>かち</sup>歩行御供として御小姓組跡部能登守の配下として参加しています。

だが、この文章には若干の事実誤認が含まれている。というのも江戸時代、伏見姓の旗本は三家存在した。

- ①本姓藤原氏で大番や御納戸番などを勤めた伏見氏(所領高 200 石)<sup>④</sup>
- ②①の分家で甲府勤番などを勤めた伏見氏(所領高 500 石)<sup>⑤</sup>
- ③本姓菅原氏で両番筋の伏見氏(所領高 1500 石)<sup>⑥</sup>

以上の三家である。このうち相模国淘綾郡(現在の大磯町全域、および平塚市の一部・二宮町東部)に所領を有していたのは③の伏見氏だけであり、傍線部1の「大磯町域に所領をもっていた」ことが誤りでなければ、所領高は500石ではなく1500石が正しい<sup>⑦</sup>。そしてこの③の伏見氏の後裔が、「御狩記」・「付録」の旧蔵者伏見芳太郎氏である(伏見氏の系譜については表1参照のこと)。余談ではあるが、おそらくは神奈川県内にかつて所領を有していたという縁によって、直接的には神奈川県域に関する資料ではないものの、文化資料館が受け入れるに至ったのであろう。

話を元に戻そう。ここまでの経過を見る限りだと、ただたんに②と③の伏見氏を取り違えた「単純ミス」に過ぎないように感じられるかもしれない。ところが、傍線部2を勘案すると、事態はいささか複雑な様相を呈してくる。傍線部2では、伏見氏が歩行御供として鹿狩りに参加したとしている。その論拠は、「付録」に記された「歩行御供姓名」のうちの

表1 伏見家歴代当主

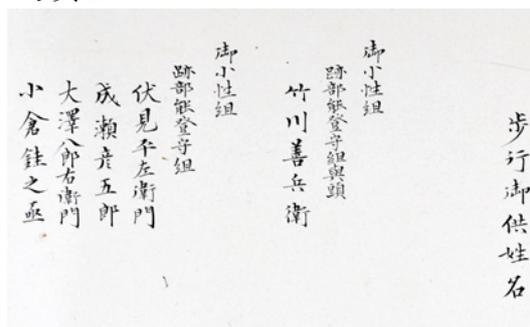
代	諱	通称	主な経歴	所領高(石)
1	為則	勘解由	慶長5年(1600)生/伏見金右衛門の養子となり、津戸姓を伏見姓に改める/元和6年(1620)大番/延宝元年(1673)6月没	1000
2	為智	勘七郎	寛永19年(1642)6月大番/延宝2年(1674)9月大番組頭/延宝6年(1678)11月先手弓頭/元禄10年(1697)9月没	1500
3	為信	主水	寛文7年(1667)11月御小性組/宝永2年(1705)正月使番/享保4年(1719)6月没	1500
4	為行	織部	宝永6年(1709)4月御小性組/享保2年(1717)12月家督相続/享保9年(1724)10月使番/宝暦4年(1754)閏2月没	1500
5	為矩	勘七郎	延享2年(1745)12月家督相続、同年閏12月御小性組/宝暦5年(1755)正月使番/寛政5年(1793)8月没	1500
6	為英	勘七郎 主水	天明2年(1782)12月家督相続/天明6年(1786)12月御小性組/文化4年(1807)正月使番	1500
7	為致	勘解由	文化7年(1810)7月家督相続/文化9年(1812)3月御書院番/天保5年(1834)正月使番	1500
8	為節	靱負	天保5年(1834)12月御書院番	1500
9	為政	忠四郎	天保12年(1841)正月御書院番/慶応4年(1868)8月没	1500
10	為美	善次郎	慶応2年(1866)11月海軍奉行並支配/明治7年(1874)10月没	1500
11	為成	鋤之助	明治5年(1872)9月家督相続/明治41年(1908)東京帝国大学史料編纂掛/大正15年(1926)7月没	—
12	為弘	芳太郎		—

<典拠>

『新訂寛政重修諸家譜 第十七』(続群書類従完成会、1965年) p.334~336、文化7年(1810)「[小普請組朝比奈河内守支配伏見勘解由関係文書綴]」(神奈川県立公文書館蔵 伏見芳太郎氏・清水許晴氏旧蔵資料、資料ID2200431572)、「伏見家の歴史」(私家版、発行年不明)

一人に「御小性組跡部能登守<sup>⑧</sup>組 伏見平左衛門」の名がある(写真2)ことだと思われるが、しかしこの「伏見平左衛門」は、②の伏見氏なのである<sup>⑨</sup>。従って、「大磯町域に所領をもっていた旗本伏見氏」が「歩行御供として御小性組跡部能登守の配下として」嘉永

写真2



## 資料紹介「小金原御狩記」

2年鹿狩に供奉することはありえない。とするとこの資料は、いったい誰が、どのような経緯で作成したのだろうか。そして③の伏見氏に伝来したことと、いかに整合的に理解すればよいのだろうか。それを考えるためのヒントは、「付録」の末尾、歴史学者内藤耻叟（正直）<sup>(10)</sup>による跋文のなかにある。以下に引用してみよう。

徳川氏雍任於征夷也、拳武於総之小金野、以居治不忘乱也、事始於享保中、寛政中再行、嘉永<sup>(二)</sup>五年復拳之、此所凶即是也時、伏見氏忠四郎君從役写其所見、以貽之子孫、亦将鳴一時之盛也、因惟我 祖宗建国尚武為俗、大権之移武人以其有武也、元和以降昇平武百年、稍失其為武竟至於衰弱、則張而振之、此拳之有益於養強也、可謂大矣、其凶而伝之、珍襲以為宝焉、亦不忘武之意也、今展而觀之、誰無懷旧之感也哉、因書為跋

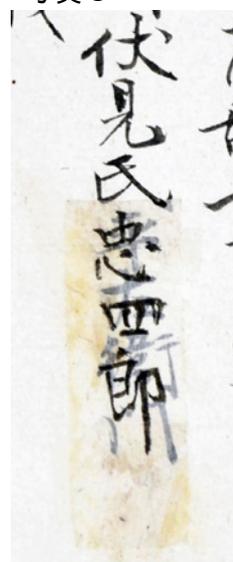
明治三十一年十月

旧水戸藩臣内藤正直書 囧囧

傍線部によると、伏見忠四郎（③の伏見家）が「役に従い」＝嘉永2年鹿狩に供奉し、自らが見たところを写し取って子孫に「胎した」＝与えたのが、「御狩記」なのだという。ところが、「忠四郎」とある部分をよくよく見てみると、いったん「平左衛門」と書いた上から紙を貼り、「忠四郎」に修正していることがわかる（写真3）。断定はできないが、「平左衛門」と「忠四郎」は同じ筆跡のようにみえることから、おそらくは内藤自身による訂正であろう。

ここでいったん話を整理しておきたい。これらの事実から導き出される推論としては、以下の二通りが考えられるのではないか。すなわちひとつは、もともとこの絵巻は歩行御供として嘉永2年鹿狩に供奉した伏見平左衛門（②の伏見氏）によるもので（そのように考えるならば、わざわざ「付録」で「伏見平左衛門」の名を記していることも得心がいく）、のちに何らかの事情で③の伏見氏の家伝わり、明治半ばには伏見忠四郎が供奉したと信じられるに至っていたという可能性である。そして内藤は、「付録」を見ていったんは「伏見氏平左衛門君」と記した

写真3



が、指摘をうけて「忠四郎」に書き改めたのではないか。

もうひとつは、やはりこの絵巻は伏見忠四郎（③の伏見氏）によるものであり、「付録」に「伏見平左衛門」の名が記されているのは単なる偶然、もしくは「付録」が編まれる際、「平左衛門」が③の伏見氏であると誤認された、という可能性である。じつは嘉永2年鹿狩時、一説には約23,500人も幕臣が動員されたといわれており<sup>(11)</sup>、『柳営補任』に名前が載らないような番士クラスの旗本の場合、獲物を仕留めるなど突出した功績でもあればともかく、個々人の名前が判明するケースはごく一部である（伏見平左衛門のように名前が判明するほうが、むしろ稀だといえよう）。ただ、伏見忠四郎は書院番の番士であったという（組名は不明）<sup>(12)</sup>。書院番のなかには嘉永2年鹿狩に供奉した組もあるから、忠四郎が供奉した可能性は十分にあるだろう。ともあれ、以上二通りの推論のうち、どちらが正しいのかを判断することは、現状では残念ながら困難といわざるをえない。

なお、内藤耻叟の跋文を字義通りに解すれば、絵巻は鹿狩に供奉した伏見氏（平左衛門にせよ忠四郎にせよ）自身が、自らの見聞したところを描写して作成したことになるのだが（前掲『公文書館だより』でもかかる見解をとっている）、挿絵の美麗さからして旗本の余業で描けるレベルとは考え難い。本文部分についても雅文体で記されており、相当に高度な教養を有する人物の文章にも感じられる。現時点では、文章・挿絵とも伏見氏の作と断定できるだけの材料がなく、従って伏見氏はあくまでも絵巻の発注者だと理解したほうが妥当ではないかと考えている。また、嘉永2年鹿狩に関しては、その模様を詳細に記した読物が数多く出され、絵巻物についても書写や模写が盛んになされたという<sup>(13)</sup>。「御狩記」と類似の絵巻がほかに存在する可能性も十二分に考えられるだろう。これらの点については後考を期したい。

## 嘉永2年鹿狩とは

次に、鹿狩についてごく簡潔に概要を述べる<sup>(14)</sup>。鹿狩は、猪狩とも巻狩とも呼ばれ、鹿・猪などの大型獣を獲物とする狩猟である。歩行勢子（旗本）や百姓勢子（村々から動員された百姓）を大量に投入して獲物を狩場に追い込み、騎馬勢子（旗本）が将軍の出す合図とともに馬上から仕留めるという、鷹狩よりも実戦に近く組織行動を必要とする狩猟であり、軍事調練的な意味合いの強いものであった。

## 資料紹介「小金原御狩記」

幕府直営の<sup>まき</sup>牧（牛馬の放牧地）である下総国葛飾郡小金原中野牧（千葉県松戸市）において行われた徳川将軍の鹿狩としては、享保 10（1725）年・同 11 年に挙行された 8 代将軍吉宗の鹿狩、寛政 7（1795）年の 11 代将軍家斉による鹿狩、そして嘉永 2 年鹿狩の計 4 回であった。

嘉永 2 年鹿狩は、前々年の弘化 4（1847）年 10 月 8 日、「文武御引立之折柄ニ付」近いうちに小金原で鹿狩を挙行する旨が仰せ出された<sup>(15)</sup>。その後、先例調査や現地調査を経て、嘉永 2 年 2 月 27 日には駒場野（東京都世田谷区）にて将軍家慶上覧のうえ、習試（予行演習）が実施されている。これらの諸準備を経て、同年 3 月 18 日にいよいよ鹿狩が挙行されたのである。

鹿狩当日は九ツ時（午前 0 時）に供揃のうえ、九ツ半時（午前 1 時）に江戸城を出立し、四ツ時（午前 10 時）頃に小金原の狩場へ到着した。暫時休憩したのち鹿狩が開始され、おおよそ八ツ時（午後 2 時）～七ツ時（午後 4 時）頃に終了した<sup>(16)</sup>。一行はその日のうちに帰途につき、夜四ツ時（午後 10 時）前に江戸城へ帰着している。このとき動員された幕臣は約 23,500 人、百姓は約 79,000 人に及んだといわれる<sup>(17)</sup>。これほどの規模で挙行されたにもかかわらず狩猟としての成果は乏しく、獲物は鹿よりも兎などの小動物が中心だった<sup>(18)</sup>。ただ、嘉永 2 年鹿狩の意義は、獲物そのものよりもむしろ別のところにあった。

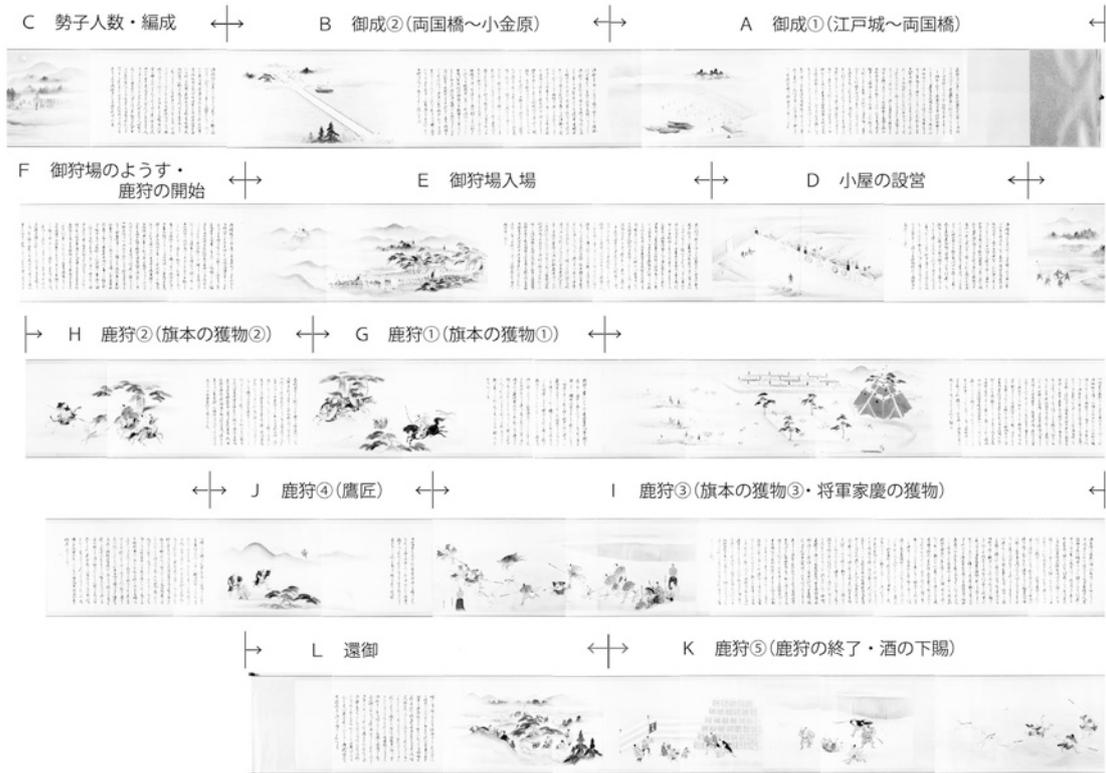
先述したように、鹿狩とはそもそも軍事性を濃厚に帯びたものであったが、とくに嘉永 2 年鹿狩の場合、日本近海に異国船が到来し海外からの圧力が強まるなかでの軍事演習として機能し、かつ武家の棟梁である将軍の威信をひろく一般民衆にまで知らしめる好機でもあったといわれる<sup>(19)</sup>。さらには道中や狩場においてなされた各種演出（高齢者の褒賞、百姓勢子への酒の下賜等々）を通じて、勢子として動員された百姓や大勢の見物人らに家慶の明君ぶりを看取させるという、一種の政治パフォーマンス的な役割をも果たしたのである<sup>(20)</sup>。

### 「御狩記」の構成と内容

「御狩記」の構成と内容についても確認しておきたい。「御狩記」は、3 月 18 日当日の出来事を中心に、嘉永 2 年鹿狩の様態を描写したものであるが、基本的にはまず文章が記され、その後に文章の内容に応じた挿絵が 1 点もしくは複数描かれるという構成になって

いる（図1）。以下、順を追っておよその内容を説明する。なお、以下、文中のアルファベットは図1に対応するものである（釈文も同様）。

図1 「小金原御狩記」の構成



最初に描かれているのは、御成（往路）の場面である（A・B）。冒頭、弘化4年10月の発令と、それに引き続いての準備や予行演習（「ならし」）についてごく簡潔に記した後、3月17日の先発隊江戸出立と、「上」=家慶が18日の子刻（午前0時頃）に江戸城本丸御殿（中奥）玄関口である御風呂屋口から出御する場面となる。家慶は大勢の供奉者を随えて両国橋から御座船（「大川御座」）に乗船し大川を遡り、千住大橋からは陸路を通行した。図2には両国橋と、橋のもとに大川御座が描かれている。新宿<sup>にいじゆく</sup>（東京都葛飾区。日光街道の宿場である千住宿から分岐する、水戸・佐倉道の最初の宿場）を経て、金町（東京都葛飾区）で利根川に架けられた船橋（小船を並べた上に板をわたして作る、貴人通行時のみ架けられる仮の橋。図3）を渡る。松戸宿（千葉県松戸市）の松龍寺にて小休、ここで御三卿田安家当主徳川慶頼（「右衛門督殿」）・一橋家当主徳川慶喜（「刑部卿殿」）と合流した。金ヶ作村（千葉県松戸市）では高齢者への褒賞を実施している。

## 資料紹介「小金原御狩記」

次に、場面は狩場に移る（C・D）。Cでは、鹿狩のために武蔵国3郡・下総国9郡・上総国2郡・常陸国2郡から事前に集められた百姓勢子の数や編成などについて記している。図4はおそらく、幕府役人が小金原に向かうさまを描いたものであろう。続いてDでは、動員された幕臣の休憩用に仮設された小屋のようすが記されている。各小屋には、組頭の家紋が描かれた幕が張られ、纏が立てられた（図5）。

Eは、幕臣らが法螺貝の合図とともに続々と狩場に入場し（図6）、その後しばらくして家慶が、供奉の者を随えて入場する場面である。幕臣らが向かう先に描かれている高台様のものは、鹿狩中の家慶の居所で、「御立場」と呼ばれる（後述）。

Fでは、まず狩場について記されている。狩場は「広さ方五十町はかり」（約5.5km四方）、入口から御立場までの「御巡見道」（将軍が通る道）は「一里はかり」（約4km）という広大なものであった。幕臣が狩場のどの位置に配置されたかも、比較的詳細に記されている。場の中央には「四本松」と呼ばれる、「方七十五間（約136メートル四方）の角々に松一本つゝ植」えた場所が設けられ、ここに獲物を騎馬で追い込んで仕留めることになっていた。家慶は、これらをぐるりと巡見した後、「高さおまし所」＝御立場<sup>（御座）</sup>に到着する。御立場のつくりは、「松の丸木の矢来」で外をぐるりと囲まれた、「方十六間、高さ二丈はかり」（約29メートル四方、高さ約6メートル）の台形で、上には「畳八畳<sup>（敷）</sup>しかむはかりの御仮殿」が設けられていた。

Fの後半部分からは、いよいよ鹿狩が開始される。図7では、四本松めがけて騎馬勢子が獲物を追い込むさまと、整然と居並び待機する歩行勢子衆、そしてそれらを一望する御立場が描かれている。なお、ここでの御立場は、将軍家慶を象徴する存在として描かれている<sup>(21)</sup>。

G・H・Iでは、騎馬勢子や歩行勢子らが獲物を仕留めるさまがドラマチックに描かれている（図8・9・10）。Iの末尾には、将軍家慶自ら狩場に出御し、鑓を手に兎二匹を突いたというエピソードが、伝え聞いたこととして記されている。

Jでは、狩猟で重要な役割を担う鷹匠のことについて触れているが（図11）、嘉永2年鹿狩の際には鷹匠が活躍する場面はどうやら訪れなかったようで（「さ<sup>（然迄）</sup>まで<sup>（止）</sup>の事ハなくてやミぬ」）、「御狩記」各パートのなかでは最も淡泊な記述となっている。

かくして鹿狩は終盤にさしかかる（K、図 12・13）。白吹貫や白旗、大筒の合図によって鹿狩の終了を人々が知ったのは、「未の刻はかり」（午後二時頃）であった。御立場の背後には正面に「悦」という字を朱書し、側面には「君万歳」と捺された酒樽が積み上げられ、鹿狩終了後百姓勢子に下賜された。ちなみに、「御狩記」ではあたかもその場で百姓らに下賜されたかのように描かれているが（図 14）、しかし現実には、狩場では代表者への申渡しのみが行われたのであり、末端の村々にまで酒が行き渡るまでには数日～十数日を要したようである<sup>(22)</sup>。従って図 14 に描かれている如き、酒を百姓がその場ですぐに口に  
する場面は、実際には見られなかったものと思われる。

最後は、還御（復路）の場面である（L）。還御は御成（往路）と同じルートを辿り、「亥の刻さかり」（午後 10 時頃）に「大城」<sup>たいじょう</sup>（江戸城本丸）へ帰着した。御成（A・B）と比べ記述が淡泊なのは、道程が同じなので冗長を避けたのであろうか。図 15 には、鹿狩に供奉した幕臣と、獲物を担うなどして彼らに付き従う百姓勢子らが江戸への帰り道を急ぐ姿が描かれている。そして文末において、この鹿狩が「御陣立のならし」<sup>（召使）</sup>「めしつかひたまふ人々の<sup>（心）（勵）</sup>ころはけミ」のため行われたのだと述べ、軍事演習としての意義を改めて強調している。なお、このパートのみ例外的に、文章の後ではなく前に絵が挿入されている。

## 釈文

### A

嘉永二酉の年の春、下総国小金の原にて御狩せさせ給ふ、こは寛政七年の例にならハせた  
まへるなり、此御狩のことは、はや弘化四未年十月はかりより仰出されたり、惣奉行老中  
阿部<sup>（正弘）</sup>伊勢守、さしつきてハ若年寄大岡<sup>（忠固）</sup>主膳正 ことを執行ふ、御狩場のことともをはしめ、  
何くれの御用意ともひと年余りか程にとゝのひたれハ、嘉永二年三月十八日御狩せさせ給  
はんとの御定めあり、されハそのならしを駒場野に行ハせ給ふ、上にもならせられて御覧  
あるに、すへて備とゝのひたれハ、御感なゝめならずとなむ、かゝりし程に三月十七日に  
成ぬれば、明日ハ御狩の日なりとて、阿部伊勢守・大岡主膳正・本郷丹後守<sup>（側衆 泰固）</sup> 御先勤をこゝ  
ろへられ、若年寄本多<sup>（忠徳）</sup> 越中守 ハ還御の御供を心得らるれハ、何れも戌の刻はかりに立出  
らる、此外ニも御先勤の輩あまたなれハ、松戸・市川の道ふたつにわかれていて立、諸御

## 資料紹介「小金原御狩記」

番衆ハこれに先立て辰の刻をはしめて午の刻のころまでに猶ふたみちをいて立、一組ごとに羽織の色を分てり、こハ他の組に混ぜさる目しるし成へし、上には子の刻はかりに御風呂屋口より出御ありて、御供にハ若年寄遠藤(胤統)但馬守・御側小笠原(信名)若狭守 供奉す、御かたはらなる御小性・御小納戸おのゝ花やかによそほひたり、大手御門よりならせられ、本町通り過させ給ひ、両国橋のほとりより兼て設け置れし大川御座といふ御屋(形)かた 船にのらせ給ふ、御供の船も数多く尽したり

### B

御船こき出して(吾妻)あつま 橋の水さして綾瀬川を右になし、千住の駅なる大橋のほとりに御船をよすれハ、早々陸にハ御供の人々つとひ居たり、爰より御駕籠にめさせ給ふ、千葉村・亀有村を過させ玉ひて、新宿の駅につかせ給ふ、この所の川の流に小川御座といふ御船をうかへたり、かたはらなる板橋を渡らせ玉ひてやゝ過させ給ふころ、呪告る鳥の声はるかに聞ゆ、金町村を通御の頃、春の夜名残なく明はなれたり、板東太郎とあた名する利根川の岸近く、麒麟丸と言御船をつなきとめたり、こは折にふれてめさせ給ふへき御料なめり、此かたはらに船橋をかけ渡せり、長さ凡七十間余にやあるへき、船二十艘余り横にならへてつなき、一艘ことに碇ふたつゝおろせり、船の上には厚き板をしきならへて、其上に砂をしきたれば、いときよらなり、左右の苧綱をゆひつけて水上の杭にむすひ留たれハ、いかに大水の押出るとも危うきことはあらしとそ見ゆる、此橋を渡らせ給ひて、辰の刻はかりに松戸の駅なる松龍寺に立よらせ給ふ、こゝにて 右衛門督殿(田安德川家 慶頼)・刑部卿殿(一橋徳川家 慶喜)に御対面有とそ、しはらく有て出立せ給ふ、御両卿も御跡につきて行せ給ふ、和名ヶ谷村を過させ給ひて金ヶ作村につかせ給ふほど、老年の民に物を(被)かつ けさせ給ふハ、有かたしともありかたきことなり、この村の陣屋のほとりにて金目といふ青馬にめさせ給へれば、御供の人々も馬にのりて従ひ奉る

### C

御狩場の四方をハあまたの民をして獣を逐かこましむへきとて、兼て御代官に命せられしかは、武蔵国ハ豊島・葛飾・足立の三郡、下総国ハ葛飾・相馬・千葉・印旛・垣生・香取・猿島・岡田・豊田の九郡、上総国ハ武射・山辺の二郡、常陸国ハ筑波・河内の二郡の民にあつ、いつれも三日前より(呼出)よひいたして、これを七手に分ちてかこましむ、夜ハよもす

から <sup>(舞)</sup> かゝりをたき、高張挑灯をたて鉄炮をはなち、竹ほらを <sup>(法螺)</sup> 吹立、其さま百万の雷電一時にあつまりたるか如し、一の手勢子六千人、二の手七千五百人、三の手八千人、四の手一万二千人、五の手九千人、六の手一万千人、七の手六千人、此勢子の民すへて五万九千人、附そひの宰領六十人、中勢子の民六百人、これを合せて六万百六十人なり、一の手より七の手まで一手ことに小旗をたつ、御鷹匠・御鳥見・御鉄炮方の与力・同心各附そへり

D

御狩場より二十六町ばかり隔りたる南の岡といふ所に、竹の <sup>(荒垣)</sup> あらかき 東西へ百八十七間・南北へ九十九間結廻し、木戸口を南北ならひに西の方とにつく、其うちに十八間の大路を隔て、南北に小屋を立、南の方八棟数八、東西への長さ三十一間、或は五十間に余るもあり、北の方なる棟数二十、南北への長さ四十八間つゝ、幅ハいつれも三間なり、小屋ことにいろはの文字を一字ツゝ書し <sup>(目印)</sup> めしるしになす、此小屋には松戸・市川の二道より来し大御番頭其外頭々、皆組のものを引具して休所となす、各入口に家の紋つきたる幕をはり、そとには纏といふものをたつ、其さますこふるいさまし、爰のかたはらに小き山を築き、上に仮の鐘楼をかまふ、こは勢子の人々に時をしらさしめんため成へし、鐘は千駄堀村なる延能寺より取寄しとそ

E

丑の刻の <sup>(半ば)</sup> なかは はかりに成ぬれば、小屋の南の木戸際にて一番貝を吹、是を聞て皆々手あらひくちすゝき、髪かきなて、めしたうへ身のよそほひをなす、二番貝に小屋の前に馬引出させ、御狩場に乘いたすへき用意をなす、三番貝に追駈騎馬の人々南の木戸口より乗出す、四番貝に御書院番・御小性組の駈騎馬のもの乗いたす、五番貝に御先手組・御持組・百人組のもの進みいつ、六番貝に大御番組・御書院組・御小性組の歩行勢子のものついでゝゝに押出す、七番貝に御徒組・小十人組・新御番組のものすゝみいつ、すへて騎馬のものは南の木戸口より乗出す定なれと、中奥御小性十六人・中奥御番二人騎馬にて西の木戸口より出、歩行なる中奥御番 <sup>(続)</sup> つゝきて押出す、諸組のものは各預りの <sup>(屯)</sup> たむろ所にいたる、諸頭の人々ハ御立場の後に集りゐて、入らせ給はん頃を待奉るに、辰の刻さかりに成らせ給ふ、御先に参りたる大岡主膳正・御小納戸頭取朝比奈 <sup>(昌寿)</sup> 甲斐守、其外おほくの人々

## 資料紹介「小金原御狩記」

いて、迎へ奉る、上にハ御馬をと、めさせ給ひてしはし休らハせ給ふ程に、御巡見の御行列と、のひたれハ、御鳥見兩人御先に立て御道の案内す、御行粧嚴重にと、のひさせ給ふさま、いひつくすへくもあらず、右衛門督殿・刑部卿殿も御出有て御列の跡につ、かせたまふ、末には阿部伊勢守・大岡主膳正・本多越中守・遠藤但馬守・本郷丹後守・岡部因幡守(側衆 長富)・小笠原若狭守、次に御目付・御使番・中奥御小性・中奥御番、其外あまたの人々陪従し奉る、御供のとまりハ御船手頭見習向井源次郎なり

F

御狩場のさまハ広さ方五十町はかりの所にて、御場入口より御立場まで御巡見道一里はかりなり、御立場の右のかたに網をはり渡せり、長さ三百七十三間有と言、このそと百間はかり隔りて御小性組・御書院組・大御番組の歩行勢子のものすへて十八組備へたり、組々の与力・同心したかへるもあり、御使番これに附そへり、網の末には御小性組の駈騎馬一の手・二の手・三の手備へたり、この所より少し隔りて牧士つとひ居たり、東の方にハ御向備を中にして、跡の方に追駈騎馬の御番衆備へたり、その御小性組より三十五騎、御書院組より三十五騎、大御番より三十騎、合せて百騎なり、これを四組にわかつ、御目付・御使番附そへり、御向備ハ南の方より北の方へ一文字につらなる、こは御先手組十二組・御持組二組・百人組二組、合せて十六組なり、いつれも与力・同心を引具し纏をたて、一組五挺つゝの鉄炮を持せたり、猶御目付添へり、こゝの前五十間はかり隔りて駈騎馬の乗揃ふへきしるしの磨つけたる棹一本立、中央の広き所にハ方七十五間の角々に松一本つゝ植ゆ、爰を四本松とよふ、騎射の輩獸を射とむへき所也、御立場の左の方にハ竹のあら垣ゆひ廻せり、長さ百十二間なり、門二所つく、このあら垣の末に新御番三組・小十人五組、御鷹方・御庭方・御徒五組備たり、次ニ御鷹匠頭ハ御鷹の者・吹上御庭方のものを引率してひかへたり(控)、又五間程隔たりて御書院組の駈騎馬一の手・二の手・三の手備へたり、この備々をミそなはし給ひて、御立場の東の門より入らせ給ひて、高きおまし所につかせ給ふ(御座)、御小性・御小納戸御側に有て仕へ奉る、御立場のさまハ外に松の丸木の矢来をゆひ廻し、其内に方十六間、高さ二丈はかりの台を築き、上の方は八間四方の平地にして、そこに畳八畳しかむはかりの御仮殿を清らに作り設け、かたはらに小松を植垣ゆひ廻し、四所に坂道をつく、坂口にハ両扉の門をつく、御座所の右の方の後にあたりて御立場のし

るしを立、右のかた少しひくき所に御両卿の御見物し給ふへき御仮屋を設け、中段に天幕を張渡して老中・若年寄・御側等おのゝ拝見すへき所となせり、さて巳の刻はかり御狩はしむへき御けしきあれハ、鉄炮役大筒二放ち打、また五放ちつゝけてうつ、此時に御向備の御先手・御持・百人合せて十六組の者、此音を聞て都合八十挺の鉄炮を一度に放ちて、一のよせまでおし出す、七手の勢子の方にもこたへ鉄炮をうち、竹ほら吹<sup>(法螺)</sup>たて鯨波の声をあけて、獣をもらさす逐入れんと一段つゝつめよ<sup>(詰寄)</sup>すること三度なり、かくて御場にさまゝの獣入来れは、新御番頭・小十人頭・御鷹匠・御庭方の者・御徒頭何れも組のものを随へ、獣をもらさしと立きる、又御先手組・御持組の者二の手まで進み出る、跡のかたなる追駈騎馬の御小性組・御書院組、左右にひらき<sup>(獣)</sup>けものを逐はる、いつれの備へにてもかくの如し、さてうしろの方に猪鹿のはるかに見へしか、やゝ四本松近くはしり来にけれハ、横につらなり居たる騎馬の者とも我さきにとあらそひてこれを射る

G

騎射の輩のうちなる青山三右衛門、馬に鞭あて進み出て、飛ゆく鹿を<sup>(逃)</sup>にかさしと、たゝひと矢にて射とめつ、糟谷筑後守しはしか程ためらひみたるか、間近くすゝミ来る猪を胴中深く射通しぬ、薬師寺筑前守も心たゆまず待居たるに、こゝかしこより追たてられて猪のはしり来れは、馬<sup>(飛)</sup>をと<sup>(寄)</sup>はせ、間近くよりて射あてたれと、さすかに猛き獣なれは、よ<sup>(弱)</sup>りもやらす<sup>(走)</sup>はしり行を、逐廻しゝゝゝ、終に射とめたり、荻原源三郎はるかに望み見るに、矢を負たる鹿の走り来るを勇み進んで追廻すに、薬師寺筑前守はせ来り、共に追かけて網の外へ<sup>(逃)</sup>にけんとするをふたりにて射とむ、此外の人々も<sup>(劣)</sup>おとれる<sup>(業)</sup>わさにハあらされと、間ちかく獣の来たらされは、あた<sup>(空)</sup>矢のみにて射とめさるそ<sup>(口惜)</sup>くちおしき

H

又御相図ありて例の<sup>(如)</sup>ことく獣を御場に追入れれば、一組二十騎つゝ、合せて六十騎横に<sup>(連)</sup>つら<sup>(居)</sup>なりみたるか、一騎はさみに乗ぬけてすゝミ出る、三十騎のうちより又乗ぬけて十五騎すゝみ出、この十五騎竹柄の鐘の鞘をはつし、こゝかしこ<sup>(駈走)</sup>かけはしる獣を突留んと乗廻るに、御小性番頭土岐<sup>(朝昌)</sup>豊前守組なる佐久間鑄五郎血気さかりの身なれハ、馬に鞭うち<sup>(真先)</sup>まつさきにすゝミて走り行猪を四方八方追廻し、すこし<sup>(弱)</sup>よ<sup>(佇)</sup>はりてた<sup>(居)</sup>ゝすみみたるを、後のかたより心のまゝに突ふせぬ、又同番頭坪内<sup>(定保)</sup>伊豆守の組なる伊東万世橋・平野内匠・

## 資料紹介「小金原御狩記」

中村長十郎、西丸御書院番頭秋田<sup>(季殺)</sup>淡路守 組なる野間鎌之助・河野庄左衛門諸共に乗廻すに、毛並揃はぬ狸の<sup>(忍)</sup>しの<sup>(隠)</sup>ひかくれんかたもなく<sup>(逃)</sup>にけ行を、五人にて突とめぬ

### I

御立場の前右の網の外百間ばかり隔たりて、歩行立のものを随へたる大御番頭六人、貝鼓・拍子木の相図を聞て組のものを引具し、中のよせに進ミ一文字につらなる、次二なミ居たる大御番頭も組のものを引具しくり出す、其跡に御書院番頭・御小性番頭次第に組のものを随へてすゝミ出、この所の網<sup>(上)</sup>にあけ<sup>(下)</sup>おろしする口六所あり、これを吹上御庭のもの守り居たるか、はからず猪をそとへもらしぬ、大御番組の人々兼て待設けたることなれば、たれもゝゝ竹柄の鑓を提げ突とめんと追廻しけるに、<sup>(大番頭 正巳)</sup>稲葉兵部少輔の組なる斎田角左衛門のかたにむかひくるを、わきになして尻をつきたれと、ますゝゝいかる気色にて引返さんとするを、胴の真中突つらぬけは、さすかに猛き猪なれとも終に<sup>(倒)</sup>たふれけぬ、与力・同心は竹杖<sup>(打殺)</sup>を持て獣をうちころさんと心のまゝに働きけり、かくて何れももとの屯に引退きけれハ、中のよせにゐたる御書院番六組網のほり近くすゝミ出る、はしめの如く誰もゝゝもれ来る獣を突とめんと<sup>(勇)</sup>いさみけるに、<sup>(書院番頭 長道)</sup>逸見甲斐守組なる土屋勝四郎・飯田庄蔵のかたに走り来る兎あり、これを右の二人して前後より突留ぬ、また中のよせなる御小性組六番鼓の音に随てともに網のほり近くおし出して、獣のもれ来らんを待みたるに、土岐豊前守組なる立花錦之丞、草葉の末のなひくを見て、こは<sup>(獣)</sup>けものゝ<sup>(仕業)</sup>しわざならんと独り進ミ出<sup>(探)</sup>てさかしけるに、案のこ<sup>(逃)</sup>とく狸なり、これのかさしと追廻しつゝ突留ぬ、いづれも働き終りて引退けは、大御番組又<sup>(初)</sup>はしめのこ<sup>(五)</sup>とくすゝミいつ、こはいく度もたかひに入かはりつゝはたらくへき定なれハなり、此三番頭の跡に<sup>(集)</sup>つとひたる中勢子の民二百人ハとりゝゝに獣を<sup>(漏)</sup>もらさしと追ハれける、さて中奥御立場の下なるかや垣の辺りに並居たるに、手<sup>(傷)</sup>きす負たる猪の狂ひ来れり、人々おちおそるゝ<sup>(怖恐)</sup>気色なりしか、三枝左兵衛・小菅内匠・内藤甚十郎少しも憶せず追かけゝゝゝ、三人にて突留ぬ、右の方なる竹の<sup>(荒)</sup>あら垣の末に歩行立の新御番頭三人組のものを随へて、獣をもらさしと備へゐたりしか、又こゝかしこより追立られて進ミ来る猪を、御場の内へ引かへさせんと逐ゆれと、少しもおそれず白き牙を出して猶向ひくれハ、<sup>(新番 忠一)</sup>水野若狭守の組なる友成郷右衛門・小笠原鍋三郎竹柄の鑓もて前後より突留ぬ、此新御番頭の次なる小十人頭五人各組のものを引つれて立

きり居たるに、飛来る兎一匹あり、これを(小十人頭 成身)宮崎次郎太夫 組なる和田鎌五郎進ミ出てつき留ぬ、つきに組のものを引つれてかため居たる御徒頭五人のうち、(徒頭 信友)男谷精一郎 ハ武術鍛錬の身なれば、何にまれ獣のもれ来れよかし、手なみの程をあらハし見せんと待居るに、鹿の飛きつれハ、追かけてすみやかに突留つるそ心かけなる、かゝるに上にハ金目といふ良馬に召させられて、東の門より御狩場に出立せ給ふ、老中をはしめ(数多)あまたの人々従ひ奉り、御自分御鐘をとらせ給ひて兎二匹突させ給ふとそ、阿部伊勢守等にも突とめよなど仰そありつるよしなから、これらのことハ(憚)はゞかりあれハ、すへて書(漏)もらしつ

J

御鷹方にハ大きな熊鷹を居て御場に(出)いてたれとも、(然迄)さまたの事ハなくてやミぬ、これか猪鹿の類をあはせたらんにハいかなるふるまひあるへき、虎(狼)おほかミといへとも恐るゝ顔つきにあらぬをや

K

いつくにて放ちけん、男食虎といふ御犬はしり出て芝生深く分入しか、やかて獣を追出し、たゝひと口にくわへとめつるさま、(事) (変)ことかはりてめつらしけれハ、(数多)あまたの人々めをそはたてゝそ見る、この外にも御犬さまゝふるまひあれと、男食虎にハ及はされハ、こまかに記さず、其ほとりに御小性三上豊前守進ミ出てゐたるに、竹のあら垣のかたより兎一疋来るを、こゝにかしこに追つめて突とめぬ、此外獲ものせし人あまたなれと、ことゝゝくハととてもらしつ、さて白の御吹貫・白布の御簾一同にふれは、是を見て駈騎馬のもとの屯に退く、次ニ御立場の辺にて(初)はしめのことく大筒とも放ちいたせハ、其音を聞て御狩のすみぬとしりて人々備を退くハ未の刻はかりになむ、御立場の後のかた溜井の岸近く酒樽二百積かさねたり、樽ことに朱もて悦といふ文字をしるせり、こハ勢子のものに給はるへき料なり、後に樽のかたわらに捺るところの印文を見れば、君万歳といふ文字なり、けに君か代はかくそ有ぬへきと人々(言祝) (喜)ことほきよろこふ、この酒ハ下総国流山といへる所の酒造相模屋何某か調進なりといふ

L

時もやゝ移りぬれば、還御をいそかせ給ふまゝに、御供を(整)とゝのへさせて出立せ給ふ、若年寄本多越中守供奉す、さて勢子の民ともハ御狩場にて獲させ給へる猪九十九疋・鹿十

## 資料紹介「小金原御狩記」

九匹・兎六十八疋・狸四疋・貉二疋、とり々々に荷ひつらなりてゆくさま、いさ<sup>(勇)</sup>ましき物から、且ハおそろしき心ちそする、申の刻はかりまた松戸の駅なる松龍寺に休らハせ玉ひて、こゝより又さきのことく両国橋の辺りまで御船にて、亥の刻さかりに大城に還御せさせ給ふ、抑こたひの御狩ハ御心なくさませたまふへき御事にハあらず、もの<sup>(武 士)</sup>ふの道わすれさせたまわす、御陣立のならしにも、かつハ<sup>(召 使)</sup>めしつかひたまふ人々の<sup>(心)</sup>こゝろ<sup>(励)</sup>はけミにもなれかしたての御心はへなれば、実に武蔵野のはてなく御代治めさせ給ふへき御<sup>(勲)</sup>いざほならんかし

### <付記>

「御狩記」および「付録」の来歴、類似の写本等の存在をご存じの方は、当館まで情報をお寄せいただければ幸いです。

### 【注】

- (1) 近世諸家文書、資料 ID2200901510。「神奈川県立公文書館デジタルアーカイブ」にて閲覧可能（ただし2019年1月末現在、館内閲覧室でのみ閲覧可能。白黒画像）。
- (2) 文化7年（1810）「〔小普請組朝比奈河内守支配伏見勘解由関係文書綴〕」（伏見芳太郎氏・清水許晴氏旧蔵資料、資料 ID2200431572）。
- (3) 『神奈川県立公文書館だより 第7号』2001年3月15日発行。無記名のため筆者不明。
- (4) 『新訂寛政重修諸家譜 第十五』（続群書類従完成会、1965年）p.252～254。
- (5) 注4前掲書、p.254～255。
- (6) 『新訂寛政重修諸家譜 第十七』（続群書類従完成会、1965年）p.334～336。
- (7) 「寛政重修諸家譜」には③の伏見氏初代為則が「相模国洵綾郡の内にをいて采地五百石」を賜ったとあるので（注6前掲書 p.334）、『公文書館だより』の「所領高五〇〇石」を、③の伏見氏が洵綾郡で領した石高のみを指すものと解釈することもできるかもしれない。ただしその場合でも、「大磯町域」で500石というのは誤りである。伏見氏の洵綾郡における領地は2ヶ村（黒岩村・中里村）であるが、大磯町域は黒岩村

のみで、中里村は二宮町域である。

- (8) 跡部良弼のこと。唐津藩主水野忠光の五男（水野忠邦の弟）。弘化2年（1845）3月15日、町奉行から小性組（一番組）番頭に就任。嘉永4年（1851）3月4日御留守居に転じる（『大日本近世史料 柳営補任一』東京大学出版会、1963年）p.289。
- (9) 小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典 第4巻』（東洋書林、1998年）p.2357。
- (10) 文政10年（1827）—明治36年（1903）。水戸藩士。会沢正志齋・藤田東湖に師事し、幕末には藩校弘道館教授となったが脱藩。明治維新後は官公庁に勤務し、明治19～26年（1886～91）まで帝国大学文科大学教授をつとめた（『国史大辞典 10』吉川弘文館、1989年、p.516「内藤耻叟」の項<吉田常吉氏執筆>）。
- (11) 『房総の鹿狩』（企画展パンフレット。千葉県文書館、1994年）。
- (12) 「伏見家の歴史」（私家版、発行年不明）。
- (13) 『松戸市史 中巻 近世編』（松戸市役所、1978年）p.379～387。
- (14) 以下、嘉永2年鹿狩の概要は、基本的に拙稿「治者・被治者の「一体感」創出—嘉永二年小金原鹿狩の事例」（拙著『近世近代移行期の政治文化—「徳川將軍のページェント」の歴史的位罫』校倉書房、2014年所収）に依った。
- (15) 「將軍家慶公下総国小金原御鹿狩之記」（尾張徳川黎明会編『徳川礼典録 下巻』財団法人尾張徳川黎明会、1942年）。
- (16) 時刻は史料によって異同あり。
- (17) 注11前掲『房総の鹿狩』。
- (18) の背景としては、小金原周辺における、自然環境の変容に伴う野生動物の激減が指摘されている。小金原にはもともと鹿が大量に繁殖しており、享保期の鹿狩では獲物のほぼ全てが鹿であった。寛政期の鹿狩では鹿が激減し、鹿以外に猪、狸、狐、兎、雉子なども狩られるようになったが、獲物としては依然として鹿が大多数を占めていた。しかし、嘉永2年鹿狩になると、鹿や猪といった大型の動物がさらに減少した影響で、獲物の数は鹿29匹に対し猪122匹・狸10匹・兎100匹・雉3匹であった。獲物数全体に占める兎の割合が相対的に高くなっていることがわかる（注11前掲『房総の鹿狩』）。

## 資料紹介「小金原御狩記」

(19) 久留島浩「武士の棟梁としての将軍の行列（二）一日光社参と小金原の鹿狩一」（大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館編『企画展示 行列にみる近世一武士と異国と祭礼と一』大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館、2012年所収）。

(20) 注 14 前掲拙稿。

(21) 江戸時代、徳川将軍の姿そのものが描かれることはまずなかった（風刺画等は除く）。ただし、幕末になると将軍の姿が描かれるようになる。文久3年（1863）に実施された、14代将軍徳川家茂による上洛の際には、家茂の姿が数多くの錦絵に公然と描かれ流布した（久住真也『幕末の将軍』講談社選書メチエ 433、講談社、2009年）。

(22) 注 14 前掲拙稿。



図 2



図 3



図4



図5



図6



図7







図10



図11



图12



图13





图15